

# (仮称) 千葉県防災基本条例の基本方針

～条例制定に当たっての基本的な考え方～

防災危機管理部防災計画課

## 1 条例制定の趣旨

県では、平成 24 年 8 月に地域防災計画を修正し、防災政策を総合的に進めているところである。

この地域防災計画に基づく施策がより一層の実効性を持って進められるためには、行政のみならず、県民、事業者などの各主体が自ら、また相互に協力しつつ、継続的に、防災に取り組むことが必要である。

そこで、今回、県民、専門家、議会の意見を伺いながら、(仮称) 千葉県防災基本条例を策定し、県民や事業者、県、市町村などの役割や取組事項を法的裏付けをもって具体的に定めることにより、防災意識の高揚や防災人材の育成を図り、自助、共助、公助が一体となった地域防災力の向上を目指す。

### 千葉県の計画と(仮称)千葉県防災基本条例

#### ○輝け！ちば元気プラン（総合計画）

地震などの発災時に、迅速かつ的確な対応を図るための体制の構築を図るとともに、被害を最小限にとどめるため、防災に関する条例の制定を通じて防災意識の高揚を図ります。

#### ・(仮称) 防災基本条例の制定

#### ○地域防災計画（平成 24 年 8 月 6 日修正）

県は、…、県民や事業者、県・市町村などの役割や取組事項を明らかにすることにより防災意識の高揚を図り、県内全域の防災力の向上を目指す、(仮称) 防災基本条例を制定する。

## 2 条例制定に当たっての主な視点

- 地震・津波等の発生を防ぐことは不可能であり、被害を最小限に抑えるための対策を講ずるに当たっては人命を最優先する。
- 災害発生時に適切な行動を取るため、正しい防災知識の習得、防災意識の高揚を図る。
- 災害発生直後では「自らの命は自ら守る」ことが基本であり、また、食料・飲料水の備蓄など自助の取組を更に促進する。
- 阪神・淡路大震災、東日本大震災などの災害において、近隣相互の助け合いや自主防災組織等の救命救助活動により多くの命が救われたことに鑑み、災害時要援護者などの様々な人々の救命救助を図るため、本県においてもこれらの活動の更なる充実を図る。

- 東日本大震災では、東北3県の事例から、津波に対しては、海岸保全施設の整備などのハード対策のみでは限界があったことが指摘されているため、避難を軸としたソフト対策とハード対策を組み合わせ、総合的な津波対策を推進する。
- 阪神・淡路大震災では、古い木造住宅の密集した地域において、大規模な倒壊や大火災が多発したが、県内でも同様の状況が想定されることから、建物の耐震化や出火・延焼等の防止対策を進める。
- 東日本大震災では、主要駅を中心に多くの帰宅困難者等が発生したが、「むやみに移動を開始しない」という基本原則が十分周知されておらず、一部で混乱が生じたことから、基本原則の周知徹底など対策の強化を図る。

### 3 条例の基本的な考え方【素案】

#### (1) 条例の目的・理念

##### ア 目的

防災意識の高揚や防災人材の育成を図り、県民の総意として、自助、共助、公助が一体となった地域防災力の向上を目指す。

##### イ 理念

- 「自らの命は自ら守る」自助についての理念を明らかにする。
- 「自分たちの地域は地域のみinnで守る」共助についての理念を明らかにする。
- 自助・共助を補完する、近隣相互の助け合いについての理念を明らかにする。
- 自助・共助を支え、大きく育てる公助についての理念を明らかにする。
- 自助、共助、公助が一体となり、災害に強い千葉県づくりを進めることについての理念を明らかにする。
- その他、防災に関する取組を行うに当たって配慮すべき事項についての理念を明らかにする。

#### (2) 条例における取組事項【例示】

県民や事業者、県、市町村など各主体の役割を明らかにした上で、それぞれの取組事項（義務付け・努力義務付けなど）に関し、次のような規定を検討する。

##### ア 防災意識の高揚

県民が正しい防災知識を習得し、防災意識を高め、地震・津波等の発生時に適切な行動をとれるよう、防災教育の充実や災害教訓の伝承等をするために必要な規定

##### イ 建築物の耐震化等の推進

建築物等の耐震化、落下物の防止、家具の転倒防止、液状化対策、出火・延焼等の防止対策などを推進するために必要な規定

- ウ 災害時における備蓄の促進及び供給体制の整備  
県民、事業者、行政など各主体が行うべき物資（食料、飲料水等）の備蓄や支援物資の供給体制を強化するために必要な規定
- エ 自主防災組織及びボランティア活動などの充実  
県民の自主的な救助活動や防災活動などの取組を広げ、防災人材の育成や避難所の円滑な運営など地域における防災体制を充実させるために必要な規定
- オ 災害時要援護者等の安全確保  
災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など）の安全を確保するために必要な規定
- カ 防災訓練の実施  
県や市町村、県民、事業者、自主防災組織等が連携した、実践的な防災訓練を実施し、また、各主体がそれぞれの取組を充実させるために必要な規定
- キ 帰宅困難者等対策  
一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の安全確保や、安全な帰宅を実現するために必要な規定
- ク その他
  - ・ 災害予防、災害応急対策等についての規制に関する措置も視野に入れた必要な規定
  - ・ 各主体の防災対策の取組が継続性を持って実施されるために必要な規定